

令和3年6月改訂

外国人のための 生活ガイド

日本語版



目 次

◆おねがい◆

各種問合せ窓口は、外国語で対応できない場合がありますので、日本語のわかる人を介して問い合わせてください。

1	緊急のとき	ページ番号
(1)	地震	P.1
(2)	台風	P.2
2	法律上の手続き	ページ番号
(1)	在留資格	P.2
(2)	結婚するとき（婚姻届）	P.3
(3)	離婚するとき（離婚届）	P.3
(4)	家族や友人が死亡したとき（死亡届）	P.4
(5)	子どもが生まれたとき（出生届）	P.4
(6)	印鑑登録	P.4
(7)	国民健康保険への加入	P.5
3	公共サービス	ページ番号
(1)	水道	P.5
(2)	ごみ	P.6
(3)	ごみの種類・出し方	P.6
4	便利な生活情報	ページ番号
(1)	地域での生活	P.13
5	病気・健康	ページ番号
(1)	医療保険の制度	P.13
(2)	病気・ケガのとき	P.16
(3)	健康診査・検診	P.17

6	出産・育児	ページ番号
(1)	妊娠したとき	P.17
(2)	母子健康手帳	P.18
(3)	子どもが生まれたとき	P.18
(4)	子どもの医療費の助成制度	P.18
(5)	児童手当・ひとり親家庭を助ける制度	P.19
(6)	子どもを預けたいとき（保育所など）	P.20
(7)	子育て支援	P.20
(8)	子育てリフレッシュ館 RELATTO	P.22
7	学校・教育	ページ番号
(1)	幼稚園	P.23
(2)	小学校・中学校	P.24
(3)	外国の子どもが日本の学校に行くには	P.24
8	交通	ページ番号
(1)	自転車	P.25
(2)	乗合い事業	P.27
(3)	バス利用促進事業	P.28
9	税金・保険	ページ番号
(1)	税金	P.29
(2)	保険	P.29
10	困った時に相談できる場所・日本語教室	ページ番号
(1)	生活一般について	P.30
(2)	日本語教室	P.30
11	暮らしに役立つウェブサイト等	
(1)	大阪生活必携	P.31
(2)	Osaka Safe travels (オオサカ セーフ トラベルズ)	P.31
	付録	
	市内公共施設一覧表	P.32
	外国人が利用できる相談窓口一覧	P.38

1. 緊急のとき

(1) 地震

日本は地震の多い国で、京阪神でも過去に大きな地震が起きています。いつ起こるか分からない地震に備えましょう。

●地震がおきたら

- ・あわてて外に飛び出さず、自分の命を守ります。
- ・家において「ゆれ」を感じたら、すぐにテーブルや机の下にもぐり、座布団などで頭を守ります。
- ・「ゆれ」が止まるのを待ちます。
- ・「ゆれ」が収まってから、火の元を確認します。

●地震に備えて

- ・タンスや本棚などは、壁や柱などにしっかりとめます。
- ・最低3日間の食べ物と飲み水（一人1日3リットル）を準備しておきます。
- ・すぐに持ち出せるよう、袋に非常食（腐りにくい食べ物、クッキーなど）や懐中電灯などを入れておきます。

●大地震や洪水などの大きな災害が起きたら

「避難所」・「一時避難地」・「広域避難地」と呼ばれる場所に避難します。

(1) 避難所

建物が壊れるなどの危険な場合に臨時にその危険から逃げるための場所です。小中学校などの公共施設を避難所として指定しています。

(2) 一時避難地

広域避難地へ避難する途中で、危険が迫ったときに一時的に避難する場所です。自分の住んでいる地域から近い避難場所を確認してください。

(3) 広域避難地

地震が起きて、まちが火事になった場合に自分の命を守る場所です。とても広い場所です。

問合せ先 市役所本庁 防災課 ☎072-825-2194

(2) 台風

日本では6～10月が台風の季節です。台風が近づいたら気象情報に十分注意しましょう。

●台風に備えて

- ・電気、ガス、水道、電話などが止まることがあります。
- ・懐中電灯、ろうそく、非常用の食べ物や飲み水、薬などを用意します。
- ・外の様子を知るために携帯用ラジオを持っていると便利です。

問合せ先 市役所本庁 防災課 ☎072-825-2194

2. 法律上の手続き

(1) 在留資格

- ・入国時の在留資格に応じて滞在の条件が違ってきます。
- ・日本に滞在できる期間がどれだけあるか、まずあなたのパスポートとビザを確認しましょう。
- ・留学や短期滞在などのビザで入国しているときは、働くことはできません。
- ・資格外活動をするときは、在留資格変更または資格外活動許可の申請をします。
- ・在留期間を延長したいときは、在留期間の満了する日以前までに在留期間更新の手続きをします。
- ・一時的に帰国し、再び同じ目的で入国を望むときは、再入国許可を受けておかなければなりません。

問合せ先

①大阪出入国在留管理局

大阪市住之江区南港北1-29-53

☎06-4703-2100

受付時間 9:00～16:00（土・日曜日、休日を除く）

②外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904

IP 電話・PHS・海外から

☎03-5796-7112

受付時間 8:30～17:15（土・日曜日、休日を除く）

英語、中国語、スペイン語、韓国語等でも対応

(2) 結婚するとき (婚姻届)

結婚するときは、市役所の戸籍・住基担当に「婚姻届」を出します。

●日本国籍でない人が日本人と結婚するとき

日本国籍でない人が必要なもの

- ①自分の国の大使館、領事館が発行した婚姻要件具備証明書および訳文
- ②パスポート

日本人が必要なもの

- ①戸籍謄本（届出する市役所が本籍地であれば必要なし）
※婚姻届には、証人として、20才以上の2名の署名と押印（外国人については、サインで可）が必要です。

●日本国籍でない人どうしが、日本で結婚するとき

必要なもの

- ①自分の国の大使館、領事館が発行した婚姻要件具備証明書および訳文
- ②パスポート

問合せ先 ・自分の国の大使館または領事館
・市役所本庁 戸籍・住基担当 ☎072-825-2215（戸籍）

(3) 離婚するとき

離婚するときは、市役所の戸籍・住基担当に「離婚届」を出します。国籍の違う夫婦が離婚するときは、夫婦が住んでいる国の法律が使われます。

例えば、協議離婚（お互いの合意のみにもとづく離婚）が認められていない国籍の人と日本人の夫婦が日本に住んでいるとき、日本の法律により、協議離婚が認められません。

※日本人が他市に住民登録しているときは、住民票が必要です。

問合せ先 ・自分の国の大使館または領事館
・市役所本庁 戸籍・住基担当 ☎072-825-2215（戸籍）

(4) 家族や友人が死亡したとき (死亡届)

死亡を知った日から7日以内に、市役所の戸籍・住基担当に「死亡届」を出します。
必要なもの

- ・死亡診断書 (死亡届書と同じ用紙に印刷してあります。)

●亡くなった人が日本国籍でない場合

在留カード又は特別永住者証明書を市役所の戸籍・住基担当に返し、亡くなった人の大使館または領事館に伝えます。

問合せ先 ・自分の国の大使館または領事館
 ・市役所本庁 戸籍・住基担当 ☎072-825-2215 (戸籍)

(5) 子どもが生まれたとき (出生届)

子どもが生まれた日を含め、14日以内に、市役所の戸籍・住基担当に「出生届」を出します。

必要なもの

- (1)出生証明書 (出生届書と同じ用紙に印刷してあります。)
- (2)母子健康手帳

問合せ先

- ・市役所本庁 戸籍・住基担当 ☎072-825-2215 (戸籍、出生証明書に関すること)
- ・保健福祉センター内 子育て支援課 ☎072-838-0374 (母子健康手帳に関すること)

(6) 印鑑登録

日本では、土地や家、自動車を買うなど、重要な契約を結ぶときに、特別な印鑑 (実印) が必要です。その印鑑は市役所に登録 (印鑑登録) したものです。登録は市役所の戸籍・住基担当でします。

※登録できない印鑑もあります。

問合せ先 市役所本庁 戸籍・住基担当 ☎072-823-1211 (住基)

(7) 国民健康保険への加入

外国人登録をしていて、1年以上の在留期間がある人のうち、次のような人は国民健康保険に加入する必要があります。在留カード及びパスポートと下記の必要書類を持参のうえ、加入手続きを行ってください。

- ①被用者保険など（職場の健康保険など）の資格がない人が寝屋川市に転入した場合
- ②被用者保険などの資格を喪失した場合（健康保険資格喪失証明書が必要）
- ③生活保護を受けなくなった場合（保護廃止決定通知書が必要）
- ④子どもが生まれたが被用者保険などの扶養に入れない場合（親御さんの国民健康保険被保険者証・母子健康手帳などが必要）

※在留期間が切れた人は、国民健康保険に加入することができません。（在留期間が1年未満でも、在留資格によっては加入できる場合があります。）

問合せ先 市役所本庁 国民健康保険担当 ☎072-813-1182

3. 公共サービス

公共料金を支払うときは、銀行や郵便局からの口座振替などが便利です。コンビニエンスストアで支払うこともできます。

支払いが遅れると余分な料金がかかる場合があります。

(1) 水道

水道を使い始めるとき、水道を止めたいとき、水道料金などについては下記へ

問合せ先 上下水道局 経営総務課 ☎072-824-1177

HP:https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/joge_suido/keieisoumu/suidou/suidouryoukintousyuunou/index.html

使用水量と料金のお知らせ、2ヵ月に1回発行



(2) ごみ

ごみは種類別に分け、45ℓまでの大きさの透明または半透明の袋に入れて出しましょう。種類は、①可燃ごみ、②不燃ごみ、③電池やライター類、④小型充電式電池・小型家電、⑤缶・びん、⑥廃プラ（プラスチック製の容器や包装）・ペットボトル、⑦古紙・古着、⑧臨時ごみ、⑨家電リサイクル法対象製品、⑩蛍光灯・スプレー缶、⑪パソコン等に分別しなければなりません。

ルールを守って正しくごみを出し、ごみの減量とリサイクルに努めましょう。

- ・住んでいるところによって、ごみを出す日やごみを出す場所（ステーション）が決まっています。近所の人に聞いてみましょう。
- ・日常の家庭生活から出る可燃ごみは、透明または半透明の袋に入れて、収集当日の午前9時まで決められたところに出しましょう。
- ・ごみの区分と収集日は、寝屋川市クリーンカレンダーで確認しましょう。

※クリーンカレンダーは英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語の5ヶ国語で作成しています。

配布場所（市役所本庁受付、各シティ・ステーション、保健福祉センター1階受付、クリーンセンター）

問合せ先

- ・一般家庭ごみの収集 クリーンセンター内 環境事業課 ☎072-820-7400
 - ・クリーンカレンダー クリーンセンター内 環境総務課 ☎072-824-0911
- ※ 月～金 8:30～17:00（土・日・祝、年末年始 [12/31～1/3] は除く）

(3) ごみの種類・出し方

①可燃ごみ（週2回）

出すところ：ごみステーション

出すもの：



生ごみ



植木の剪定枝・枯葉



ふとん・じゅうたん



かばん・くつ



ビデオ・カセットテープ（ケース含む）



紙おむつ（汚物は取り除く）

その他

下着・タオル等の古布、長靴、かつら、雨がっぱ、ぬいぐるみ、アルバム、汚れた紙や感熱紙等の特殊な紙など

※注意

- ・生ごみは水分をきり、ごみ袋をしっかりとくって出してください。
- ・植木くずや剪定枝は、450ごみ袋が2～3袋分までです。
(超える場合は⑧臨時ごみになります。)
- ・ふとんは袋に入れるか、またはヒモかけして出してください。
(3枚以上は⑧臨時ごみになります。)
- ・ふとん、植木の剪定枝などは、できれば金曜日に出してください。

②不燃ごみ (月2～3回、第1・3・5の水曜日)

出すところ：ごみステーション

出すもの：



CD・DVD・フロッピー
(ケース含む)



電子レンジ



扇風機



おもちゃ

(金属製・プラスチック製等)



一斗缶



電球

(但し、蛍光灯は拠点回収へ)

その他

ゴルフバッグ、三輪車、アルミ鍋、マジックペン類、ジョイントマット、バケツ(金属製・プラスチック製等)、飲料用以外のびん・缶 など

※注意

- ・不燃ごみは450ごみ袋で2袋程度までです。(超える場合は⑧臨時ごみ)
- ・割れる物、ガラス、カミソリ、釘などは、紙に包んで「キケン」と表示して出してください。
- ・割れる物やカミソリ、釘、水銀体温計、③電池やライター類は、それぞれ別々の透明袋に入れて出してください。



- ・プリンターのインクカードリッジは販売店等に設置された回収ボックスに入れてください。
- ・下記の物は、不燃ごみではなく、⑧臨時ごみです。
 - (1) ごみの量が、450ごみ袋で3袋以上となる場合
 - (2) タンスや家具類 (分解・解体した場合も臨時ごみ)
 - (3) 縦40cm×横100 cm×奥40 cm以上、または重さ10kgを超える場合
 - (4) 着火装置があるストーブ・コンロ等 (発火の恐れがあるため)
 - (5) 引越し等で出る多量のごみ

③電池やライター類

・電池は、種類ごとで捨て方が違います。次のとおり捨ててください。

- (1) 乾電池・コイン型電池⇒②不燃ごみ
- (2) ボタン式電池 ⇒販売店に設置された回収ボックスに入れてください。
(②不燃ごみにも出せます)
- (3) ライター類⇒②不燃ごみ

※ 電池、ライター類を不燃ごみに出す場合は、必ず別々の透明袋に入れてください。

④小型充電式電池・小型家電

・市内の公共施設等に設置された回収ボックスに入れてください。
(②不燃ごみにも出せます。)

- (1) 小型充電式電池 ⇒ 黄色のボックスへ

・ニカド、ニッケル水素、
リチウムイオン電池。



(携帯式モバイルバッテリー、
加熱式電子タバコのバッテリー、
電動自転車のバッテリーなども回収できます。)

- (2) 小型家電 ⇒ 青色のボックスへ

・横 31cm×縦 15cm の投入口に入るもの。

(例) スマホ、ノートPC、デジタルカメラ、USBメモリ、
ビデオデッキ、音楽プレーヤー、ゲーム機など



【回収ボックスを設置している場所】

市役所本庁舎、保健福祉センター、各シティ・ステーション(西シティ・ステーションを除く)、産業振興センター、市民会館、市民体育館、こどもセンター、子育てリフレッシュ館、各コミセン(南分館を含む)、エスポアール、イオンモール四條畷(小型家電のみ・充電式電池なし)、保健所

⑤缶・びん（月2回、第2・4の水曜日）

出すところ：ごみステーション

出すもの：



びん



アルミ・スチール缶



菓子缶・缶詰

など

※ 飲料用・食品用の缶・びんに限ります。

※注意

- ・缶やびんは、軽くすすいでください。
- ・びんのふたは、はずしてください。
- ・リターナブルびん（酒・しょうゆ・ビール等の生きびん）は、販売店へ返し、リサイクルしましょう。
- ・化粧品のびん等の飲食飲料用以外の缶やびん・コップ類・而熱ガラスは、②不燃ごみです。

⑥廃プラ（プラスチック製の容器や包装）・ペットボトル（週1回）

【A地域…毎週木曜日、B地域…毎週月曜日】

※ 住んでいる地域がA・Bのどちらであるかは、クリーンカレンダーで確認できます。

出すところ：ごみステーション

出すもの：



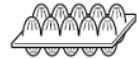
●このマークの容器
などが対象です。



カップめん容器



食品トレイ



たまごパック



ペットボトル



食品用油容器

など

※注意

- ・廃プラとペットボトルはラベルとふたを取り、透明または半透明袋に入れて出してください。
- ・紙でできたカップ麺の容器や緩衝材は①可燃ごみです。よく見て出してください。
- ・材質がプラスチックでも、玩具やバケツ等の商品そのものは②不燃ごみです。
- ・汚れは軽くすすいでください。すすいでも汚れの取れない物は①可燃ごみと同じ袋に入れて出してください。
- ・ペットボトルの出し方（必ず守ってください）



⑦古紙・古着（週1回）【A地域…毎週月曜日、B地域…毎週木曜日】

※住んでいる地域がA・Bのどちらであるかは、クリーンカレンダーで確認できます。

出すところ：ごみステーション

出すもの：



※紙と布は、別々の透明ごみ袋に入れるか、ヒモかけしてください。

※注意

- ・引越等々で出る多量の段ボール類は臨時ごみです。
- ・下記は、古紙・古着ではなく、①可燃ごみです。
アルミコーティングされた紙・匂いの着いた紙・汚れた紙など
古着以外の布類（下着類、タオル類）
- ・古紙や古着は、できるだけ地域の資源集団回収に出しましょう。

⑧臨時ごみ（大型ごみ・引越しごみなど：有料）

出し方：★クリーンセンターによる引取り（予約制・有料）

★直接クリーンセンターへ持込み（予約不要・有料）

出すもの：



※注意

- ・下記の物は臨時ごみになります。
 - (1) ごみの量が450ごみ袋で3袋以上となる場合。
 - (2) タンスや家具類（分解・解体した場合も臨時ごみ）
 - (3) 縦40cm×横100cm×奥40cm以上、または重さ10kgを超える場合
 - (4) 着火装置があるストーブ・コンロ等（発火の恐れがあるため）
 - (5) 引越等々で出る多量のごみ
- ・ストーブやコンロ等の灯油や乾電池は必ず抜きとってください。
- ・テレビ、エアコン〔室外機含む〕、洗濯機〔衣類乾燥機含む〕、冷蔵庫は、
⑨家電リサイクル法対象製品の捨て方をご覧ください。
- ・パソコンやディスプレイは⑩パソコンの捨て方をご覧ください。

★引取りごみ（予約制・有料）

受付時間 8:30～17:00（月～金曜日）

- ・土、日曜日以外の祝日は受付します。
- ・立会いが必要です。屋内への収集はできませんので、引取りごみは家の前に出しておいてください。

問合せ先 クリーンセンター内 環境事業課 ☎072-820-7400

予約専用番号 ☎072-868-5374

★持込みごみ（予約不要・有料）

受付時間 9:00～16:00（月～金曜日）

- ・土、日曜日以外の祝日は、持込みすることができます。
- ・受付のときは、「在留カード」や「特別永住者証明書」、「健康保険証」、「マイナンバーカード」、「運転免許証」を用意してください。
- ・原則として2トンを超える車両やダンプ車（ダンパー式車両）での持ち込みは禁止です。
- ・引越し業者等のみの持込みは出来ません。必ず市民と確認できるものを持参し本人が同行して下さい。

問合せ先 クリーンセンター内 環境事業課 ☎072-821-4039

⑨家電リサイクル法対象製品

対象となるもの：



エアコン
(室外機含む)



テレビ



冷蔵庫



洗濯機(衣類
乾燥機含む)

※注意

- ・エアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫、洗濯機（衣類乾燥機含む）は法律によりリサイクルが義務付けられています。できるだけ、販売店等に引き取りを依頼してください。

※販売店等に引き取りを依頼しない場合、次のとおり手続きしてください。

- ・初めに必ず、郵便局でリサイクル券を購入してください。

- ・次の①～③のいずれかで処理してください。

①クリーンセンターに自宅までの引取りを依頼する。

（予約専用☎072-868-5374 で日時予約）

②クリーンセンターに持ち込む

③最寄りの指定引取場所（※）に持ち込む。

（※）コフジ物流㈱（枚方市春日西町3丁目45-1 [☎072-808-3611]）等。

⑩蛍光灯・スプレー缶（所定場所にいつでも出せます）

出すところ：専用回収かご（自治会集会所や公共施設などに設置）

出すもの：

蛍光灯



スプレー缶類



※注意

- ・一般家庭から出るものに限ります。
- ・ごみステーションでの収集は行いません。
- ・スプレー缶、簡易ガスボンベ（カードリッジ式）は、できるだけ中身を使いきり、袋などに入れずに、そのまま回収かごに入れてください。（※危険防止のため、缶に穴をあける必要はありません。中身を使い切っていない場合でも、そのままかごに入れてください。）
- ・蛍光灯は割らずに、買ったときに入っていたケースなどに入れ、回収かごに入れてください。

⑪パソコン

パソコンやディスプレイは、次のとおり処分してください。



- ・ノートパソコンは、市内の公共施設に設置されている専用の回収ボックスに入れてください。
- ・デスクトップパソコンやディスプレイは、購入した販売店、または製造メーカーに問い合わせてください。自作などメーカーが不明な場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」（☎03-5282-7685 HP <http://www.pc3r.jp>）に問い合わせてください。

※プリンターは「②不燃ごみ」で捨てることができます。また、プリンターのインクカードリッジは、販売店等に設置された回収ボックスに入れてください。

●市で処理できないもの（専門業者や販売店に引き取ってもらうもの）

- ・デスクトップパソコン、ピアノ、消火器、車やバイクのバッテリー・部品など
- ・危険物：シンナー、燃料、廃油、塗料、ガスボンベ、化学薬品など
- ・処理困難物：タイヤ、土、鉄アレイ、溝のふた、便器など
- ・建築廃材：増改築などで出た廃材（瓦、畳、コンクリートブロックなど）
- ・在宅医療に伴う針など（感染性の恐れがあるため、医療機関に要相談）

4. 便利な生活情報

(1) 地域での生活

日本で生活するには、習慣やルールに早く慣れることが大切です。わからないことがあれば、近所の人や寝屋川市国際交流協会などに相談してください。

また、住む地域には、「自治会」という住民の組織があるので、できる限り加入し、地域の一員として活動しましょう。自治会（要会費）は、次のようなことをしています。

- ・地域の清掃、防犯・防災の取り組み、住民同士の助け合いや地域のイベントの開催など。
- ・行政や地域の情報がわかる「チラシ」の回覧など。

問合せ先 市役所本庁 市民活動振興室 ☎072-825-2120
NPO 法人寝屋川市国際交流協会 ☎072-811-5935
HP: <http://www.niefa.or.jp>

5. 病気・健康

(1) 医療保険の制度

- ・日本に1年以上住む人は、外国籍の人でも日本の公的な医療保険に入らなければなりません。
- ・「社会保険」「国民健康保険」などがあります。
- ・保険に入ると保険証（被保険者証）がもらえます。
- ・診察を受ける医療機関等で保険証（被保険者証）を見せ、医療費の2割または3割（後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人は1割）を払います。

(1) 社会保険（会社で加入する健康保険）

働いている人やその家族は、職場の社会保険に入ることができます。申込みや保険料の支払いなどは働いている会社で行います。

※外国の医療保険は、日本では使えません。

問合せ先 ①お勤めの会社

②枚方社会保険事務所 ☎072-846-5011

(2) 国民健康保険

職場の健康保険に入ることができない人で、日本に1年以上住む人は、寝屋川市が運営している国民健康保険に入らなければなりません。

● 手続する場所

市役所本庁 国民健康保険担当 ☎072-813-1182

必要なこと

- ・外国人登録をしていること
- ・日本に1年以上住むことが決まっていること

※外国人登録をした日から入らなければなりません。詳しくは、「2. 法律上の手続き 7. 国民健康保険への加入」をご覧ください。

● 保険料の支払い

保険料は1年毎に決められ、前年の収入で計算します。

1年間の保険料は、10回に分けて6月から翌年3月まで毎月払います。

支払い方法

- ①銀行または郵便局で口座振替をする。
- ②納付書を持って、銀行または郵便局、市役所・各シティステーション、コンビニエンスストアで直接払う。
- ③LINE Pay、クレジットカードにより納付する。

問合せ先 市役所本庁 徴収・納付担当 ☎072-813-1189

● 被保険者証

- ・被保険者証は1人1枚発行します。
- ・医療機関等に行くときは、必ず被保険者証を持参してください。
- ・被保険者証は寝屋川市以外の医療機関等でも使えるので、旅行する場合も持参しましょう（ただし、外国では使えません。）。

※ 注意すること

- ・他人との間で貸し借り、売り買いはできません。法律で禁じられており、罰せられます。
- ・引っ越したときは、引っ越した場所の市役所に届け出てください。
- ・有効期間が過ぎた被保険者証は使えません。新しい被保険者証の手続きをしてください。後日郵送されます。

- ・会社等の健康保険に入ったり、寝屋川市外に転出（または出国）する場合は、被保険者証は市役所の国民健康保険担当に返してください。

※国民健康保険が使えない場合

- ・正常な妊娠・出産、美容整形、健康診断、予防注射、歯の矯正など
- ・故意にケガをしたり、けんかや違法行為が原因でケガをした場合

※被保険者証を持参せずに医療機関等へ行った場合

- ・費用の全額を支払い、領収書、診療報酬明細書を受け取ります。その後、市役所でお金を返してもらい手続きをします。審査後、医療費の7割または8割が返ってきます。
- ・外国の病院で治療を受けた場合も、医療費の一部が返ってくる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に申請により支給する制度

- ・医療費が自己負担限度額を超えた場合、「高額療養費」として超えた全額を支給します。医療機関に行ってから3ヶ月以上後に、該当する世帯主宛に市役所から「高額療養費のお知らせ」を郵送しますので、それに基づいて手続きをお願いします。
- ・申請に医療機関等で受け取った領収書が必要な場合がありますので、紛失しないようにしてください。

問合せ先 市役所本庁 国民健康保険担当 ☎072-813-1182

(2) 病気・ケガのとき

●病院・診療所

- ・診療日は平日・土曜日、休診日は日曜・祝日が多いです。
- ・緊急のときは救急車を呼びます。(☎119)
- ・薬をもらうときは、医師・薬剤師から十分に説明してもらいましょう。
- ・休日や時間外は、休日救急診療所を利用してください。

●休日の救急診療

市立保健福祉センター診療所

☎072-828-3931

診療日： 日曜日、祝日、年末年始（12/30 から 1/4）

受付時間： 9:30～11:30 12:30～16:30 17:30～20:30（小児科のみ）

診療科目： 内科、小児科、歯科

場所：寝屋川市池田西町 28-22（市立保健福祉センター 1 階）

●夜間の救急センター

枚方市立保健センター 4F

☎072-840-7555

診療日：毎日

受付時間： 20:30～翌 5:30

診療科目： 小児科（15 才未満）

場所：枚方市禁野本町 2-13-13



●AEDについて

AEDとは、Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は、自動体外式除細動器といえます。

突然けいれん（心室細動）を起こした心臓に、電気ショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す小型の装置です。

電源を入れれば、音声ガイダンス（日本語）が使い方を順に指示してくれるので、誰でもこの機器を使うことができます。（電気ショックが必要かどうかAEDが判断します。）

駅など公共の場所や寝屋川市では協定に基づき、市内のコンビニエンスストアに設置しています。

問合せ先 市役所本庁 防災課 ☎072-825-2194

(3)健康診査・検診

成人健康診査を保健福祉センターや委託医療機関で受けることができます。定期的に健康診査を受けることで病気を予防することができ、早期発見・早期治療につなげることもできます。

日時などの詳細については、広報に掲載します。

問合せ先 保健福祉センター内 健康づくり推進課 ☎072-812-2002

6. 出産・育児

(1)妊娠したとき

- ・「妊娠の届出」をしてください。市から、母子健康手帳が交付されます。
- ・申請場所:子育て世代包括支援センターSKIP～すきっぷ～（保健福祉センター2階、リラット）
- ・妊娠中は、産婦人科のある診療所や病院で妊婦健康診査を受けることができます。市立保健福祉センターでは、保健師、助産師等による健康相談を無料で行っています。

問合せ先 子育て世代包括支援センターSKIP〜すきっぷ〜

(保健福祉センター内 子育て支援課) ☎072-812-2213

HP:

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/kurashi/life_event/ninshin/soudan/1590023359838.html

(2) 母子健康手帳

- ・母親と赤ちゃんの健康のために、妊娠、出産、育児についての母子の健康状態を記録するものです。
- ・医療機関に行くときや保健福祉センターなどで健康診査を受けるとき、予防接種を受けるときに、必ずもっていきます。



(3) 子どもが生まれたとき

●子どもが生まれたとき

- ・病院で「出生証明書」をもらいます。
- ・「出生証明書」をもって市役所(本庁)の戸籍担当に、「出生届」を出します。
- ・両親、またはどちらかが日本国籍ではないときは、自分の国の大使館または領事館にも届け出をします。
- ・赤ちゃんは、定期的に医師にみてもらいましょう。
市立保健福祉センターや医療機関で健康診査や予防接種を受けられます。

●出産育児一時金

健康保険に入っている人が、子どもを出産したときにもらえます。妊娠して84日以上であれば、死産・流産したときでもらえます。

※保護者が出産育児一時金を病院などに直接支払う制度もあります。

詳しくは、ご加入の保険者に問い合わせてください。

(4) 子どもの医療費の助成制度

寝屋川市に外国人登録をしている人は、出生から高校卒業(満18才に達した日以後における最初の3月31日)までの子どもの入院、通院にかかる医療費の助成制度があります。ただし、健康保険に加入していなければこの制度は受けられません。

必要なもの

- ①子どもの健康保険証
- ②課税(所得)証明書(申込年の1月2日以後に寝屋川市に転入し、満6才に達した日以後における最初の3月31日までの子どもがいるとき)

申込み先 保健福祉センター内 市民サービス部 医療助成担当

☎072-812-2363

(出生届に関すること) 市役所本庁 戸籍・住基担当 **☎072-825-2215**
各シティステーション、堀溝サービス窓口

(5) 児童手当・ひとり親家庭を助ける制度

(1) 児童手当 (2020年6月現在)

日本で中学3年生までの子どもと一緒に暮らしている親は、児童手当がもらえます。

問合せ先 保健福祉センター内 こどもを守る課 **☎072-812-2210**

(2) ひとり親家庭を助ける制度

医療費を補助してもらえます。(ひとり親家庭医療費助成)

問合せ先 保健福祉センター内 市民サービス部 医療助成担当

☎072-812-2363

(3) 児童扶養手当がもらえます。

(4) ひとり親家庭が抱えている生活や悩みの相談を受け付けます。

問合せ先 保健福祉センター内 こどもを守る課 **☎072-812-2210**

(6) 子どもを預けたいとき (保育所など)

(1) 保育施設 (保育所・認定こども園・事業所内保育事業所)

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

- ・利用条件：月 64 時間以上の就労、妊娠・出産、疾病・負傷・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、継続的な求職活動、就学等
- ・保育年齢：原則産休明けから就学前まで
- ・保育料：児童の属する世帯の保護者（父と母）の市町村民税額によって決まります。
- ・申込場所：保育課、公立保育所、こどもセンター
- ・申込書類：「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼保育所等利用調整申込書」と「家庭状況申立書」

問合せ先 保健福祉センター内 保育課 ☎072-812-2552

(2) 留守家庭児童会

保護者が就労等の理由により、昼間に家庭にいない小学校の就学児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的に、各小学校に設置されています。

- ・利用する場合は申し込みが必要です。(有料)

問合せ先 市役所本庁東館 寝屋川市教育委員会 青少年課

☎072-813-0075

(7) 子育て支援

(1) こどもセンター

こどもと保護者の遊びの場や、保護者同士の交流ができるほか、講座や講演等を通じた情報交換や、子育てに関する相談ができる施設です。

対象：0才から就学前までの子どもと、その保護者

利用時間：10:00～16:00

休所日：第2日曜日、12月29日～1月3日

問合せ先 こどもセンター ☎072-839-8815

(2) 新生児訪問

生後 28 日までの赤ちゃんのために、助産師などが家庭訪問し、育児の相談・助言（母乳育児、赤ちゃんの発育、産後の体調など）を行います。

申込みは、母子健康手帳別冊「のびやかに」についているハガキを郵送するか、直接電話してください。

問合せ先 保健福祉センター内 子育て支援課 ☎072-838-0374

(3) こんにちは赤ちゃん訪問（※新生児訪問などで訪問している家庭を除きます。）

4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、民生委員・児童委員を中心とした訪問員が、子育てを応援する情報誌「子育てナビ」、「子育てマップ」をお届けします。

対象家庭には事前にハガキが届きます（申込みは不要です）。訪問して留守のときは、何度か訪問します。

※訪問スタッフは、研修を受け、身分証などを携帯して訪問します。

※表札がない家庭は、情報誌を届けられませんので、玄関に表札を掲げるようにお願いします。

問合せ先 保健福祉センター内 子育て支援課 ☎072-838-0374

HP:http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/kosodatesienka/kosodatesien/kosodate_navi/1379573821323.html

(4) 子どもを育てるときに悩んだら

①児童相談

子育て、しつけ、非行、障害などの相談

問合せ先 大阪府中央子ども家庭センター ☎072-828-0161

HP: <http://www.pref.osaka.jp/kodomokatei/>

②こども相談

18才までの子どもに関わる問題や悩みの相談

問合せ先 保健福祉センター内 こどもを守る課 こども相談

☎072-838-0181

③いじめに関する相談

寝屋川市では市立小中学校の児童・生徒及び保護者を対象にいじめに関する相談窓口を設置しています。

利用方法：下記いじめ相談フリーダイヤルまでお電話いただくか、メールや市公式アプリからご利用いただけます。

また、お子様が市立小中学校に通学されている場合は、毎月配布されるいじめ通報促進チラシを郵送してください。

問い合わせ先 市役所本庁 監察課 ☎0120-783-066

(いじめ相談フリーダイヤル)

メール:kansatsu@city.neyagawa.osaka.jp

④子どもの人権110番

いじめ、体罰、不登校、非行などの相談

問合せ先

・法務省 フリーダイヤル

☎0120-007-110

・IP 電話からは大阪法務局へ

☎06-6942-1183

(8) 子育てリフレッシュ館 RELATTO

「遊び」、「交流」、「相談」を通じて、未就学児とその保護者、妊娠中の方を対象とした子育て総合支援拠点です。

●できること

(1) キッズ・スマイル・パーク

未就学児と保護者が遊べます。ボールプールなどの大型遊具からごっこ遊びまで、多彩な遊びが楽しめます。

(2) 一時預かり

寝屋川市在住の3か月から就学前までの子どもを1時間単位で預けることができます。市公式アプリ「もっと寝屋川」から予約できます。

(3) 子育て世代包括支援センター

妊娠中から保健師・助産師による専門的なサポートが受けられます。母乳育児などの相談（妊娠期からの乳房ケア）も実施しています。

(4) ファミリー・サポート・センター

子育ての応援を受けたい市内在住で0歳から12歳までの子どもの保護者と、子育ての応援をしたい市内・近隣市の方を結び合わせ、地域の中で育児をささえあう会員制のネットワークです。

(5) 講座

一時保育付きのリフレッシュ講座や、親子で楽しめる講座。
季節感のあるイベントを通じて、子育て中のリフレッシュを図ります。

●利用方法

- (1) キッズ・スマイル・パーク：会員登録の上で利用。(利用料金有)
- (2) 一時預かり：面接（登録）後、市公式アプリ・電話で予約し利用。
(利用料金有)
- (3) 子育て世代包括支援センター：平日午前9時から午後5時30分まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの間を除く）原則として予約不要
- (4) ファミリー・サポート・センター：会員登録の上で利用
- (5) 講座：事前申込の上で利用

問合せ先 寝屋川市立子育てリフレッシュ館 ☎072-800-3862

7. 学校・教育

(1) 幼稚園

(1) 市立の幼稚園（2020年4月現在）

市内に4カ所あり、4才と5才の子どもが通えます。

問合せ先 市役所本庁東館 寝屋川市教育委員会 学務課 ☎072-813-0072

(2) 私立の幼稚園（2020年4月現在）

市内に5カ所あり、3才～5才の子どもが通えます。

問合せ先 (社)大阪府私立幼稚園連盟 ☎06-6351-5574

HP: <http://www.kinder-osaka.or.jp/>

(2) 小学校・中学校

- ・学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。多くの場合1年は3学期に分かれています。
- ・小学校、中学校の教科書は無料です。
- ・小学校、中学校では給食があります。お金が必要です。
- ・お金に困っている場合は、給食などのお金を補助してもらえる制度（就学援助）があります。学校の先生に聞きましょう。

問合せ先 市役所本庁東館 寝屋川市教育委員会
教育政策総務課、学務課、教育指導課 ☎072-824-1181

HP:

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kyoikuiimkai/kyouikutop/index.html

(3) 外国の子どもが日本の学校に行くには

日本では、小学校と中学校は義務教育ですが、外国人は日本の学校に通う義務はありません。日本の学校に行きたい場合は、手続きをすれば、誰でも行くことができます。

●日本の学校に通うための手続き

- ・市役所で住民登録をするときに、日本の学校で学びたいことを伝え就学申請書をもらいます。
- ・子どもが通う小・中学校の名前と住所を教えてください。
- ・教えてもらった小・中学校へ行き、転入学通知書を渡します。

問合せ先 市役所本庁東館 寝屋川市教育委員会 学務課
☎072-813-0072

●日本語がよく話せないとき

日本語がわからない児童・生徒は、自立支援のために通訳をつけ、授業や学校生活のサポートをしてもらえます。

問合せ先 市役所本庁東館 寝屋川市教育委員会 教育指導課
☎072-813-0071

8. 交通

(1) 自転車

自転車は、駐輪場など決められた場所に置きましょう。

道路などに置くと、多くの人の迷惑になります。

自転車は、自動車やバイクと同じく、交通規則に違反すると懲役または罰金を科せられることがあります。

●自転車に乗るとき

次のような交通規則があります。必ず守りましょう。

交通ルールを守らず事故を起こした場合は、自転車でも厳しく罰せられます。

- ・車道の左側を通行する。
- ・歩行者専用道路は自転車を押して通行する。
- ・「自転車通行可」の標識のある歩道では、徐行して車道寄りの部分を通行する。
- ・歩行者の通行を妨げるときは、一時停止する。
- ・二人乗りは交通規則違反です。

※6才未満の一人を幼児用乗車装置に乗せて、16才以上の者が運転する場合は交通規則違反になりません。

- ・夜間は前照灯を点けなければなりません。
- ・飲酒運転は、自転車でも交通規則違反になります。
- ・傘を差しながらの運転や携帯電話でメールや通話をしながらの運転は交通規則違反になります

●自転車防犯登録

自転車に乗るには「自転車防犯登録」が義務付けられています。自転車の持ち主を特定するための制度です。

盗難の場合、戻ってくる可能性が高くなります。また、警察から職務質問を受けた場合、すぐに所有者が特定されるので自転車を盗んだと疑われる心配が少なくなります。

登録は、自転車販売店で登録料600円を支払い、登録カードに住所・氏名などを記入します。友人から自転車を譲り受けた場合も、再登録が可能です。

●自転車の撤去

寝屋川市では、駅周辺は「自転車等放置禁止区域」です。
放置された自転車・原付は即時撤去されます。

●自転車の保管

撤去した自転車などは、自転車の駅保管場所で保管します。
引き取りに来ない自転車は市で処分します。

防犯登録やナンバーから所有者が判明した場合は、返還通知はがきでお知らせします。

●自転車の返還について

返還場所：自転車の駅保管場所

☎072-824-5165

(寝屋川市太秦高塚町7番1号)

返還日時：月～金曜日 第2・4土曜日、第1・3日曜日

9:00～17:00 (祝日、12月29日から1月3日は除く)

撤去費用：自転車 2,500円

電動自転車 4,000円

原付 5,000円

- 必要なもの
- ①身分を証明できるもの (免許証・保険証・学生証など)
 - ②自転車などのカギ
 - ③印かん
 - ④返還通知はがき (お持ちの方)

問合せ先 市役所本庁 交通政策課 ☎072-813-1207

(2) 乗合い事業

これまで、電話1本で無料で対象地区内の目的地（スーパーマーケット、病院など）まで送迎している「ねやがわ乗合いワゴン事業」の実証実験を踏まえ、タクシーを活用するとともに、対象エリアを拡大し、地区外の指定した施設への移動も可能となるよう運行します。

- ・対象となる人：シルバー世代（70歳以上）、妊娠している人、障害者等
- ・対象となる地区：成田地区、仁和寺地区、河北地区
- ・運行日：平日のみ。土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休。
- ・運行時間：9時00分～17時00分
- ・受付時間：8時45分～17時00分

※運行日のみ受付

※時間外の受付はしません

利用方法：①タクシー事業者に電話する

「ねやがわ乗合いタクシーをお願いします」と伝えてください。

（連絡先）

日本タクシー 072-827-5151

第一交通 072-844-0202

②住所、氏名、利用人数、目的地を言う

③タクシーが到着、乗車

問合せ先 市役所本庁 交通政策課

☎072-824-1785（乗合い事業専用電話）

(3) バス利用促進事業

シルバー世代、妊婦、障害者等を対象に、公共交通の利用促進を図るため、新たな事業として通常 230 円の路線バスが、現金 100 円（障害者 50 円）とともに利用できるバス利用券を配布します。

- ・対象となる人：シルバー世代（70 歳以上）、妊婦、障害者等
 - ・利用方法：バス利用券（1 枚 130 円相当額（障害者 70 円相当額）の 10 枚綴り）と路線バスの所定運賃の差額を運賃箱に投入してください。
なお、障害者の方は、身体障害者手帳又は療育手帳を乗務員に提示してください。
 - ・利用範囲：市内全域で利用できます。また、寝屋川市域内のバス停から乗車又は降車する場合に限り、他市へお出掛けすることができます。
 - ・バス利用券の配布：最大 3 冊まで配布いたします。
 - シルバー世代 ⇒ 対象者全員に郵送（1 冊のみ）
 - 妊婦 ⇒ 母子健康手帳交付時に配布
 - 障害者 ⇒ 対象者全員に郵送（1 冊のみ）
- ※ 2 冊目以降お求めの場合は交通政策課で配布しています。
- ・配布時に必要なもの：シルバー世代 ⇒ 本人確認書類*
妊婦 ⇒ 母子健康手帳及び本人確認書類*
障害者 ⇒ 身体障害者手帳または療育手帳
- ※（本人確認書類例）
運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証など

問合せ先 市役所本庁 交通政策課 ☎072-813-1207

9. 税金・保険

(1) 税金

外国籍の人も、日本人と同じように税金を払わなければなりません。税金には次のようなものがあります。

所得税、住民税、消費税、自動車税（車の所有）、固定資産税（家や土地などの不動産）

●所得税について

個人の所得に対してかかる税金です。会社から給料をもらっている人は、毎月給料から差し引かれています。

- ・年の途中で退職した人は、退職時にそれまでの源泉徴収票をもらってください。
- ・多額の医療費を支払った人や、災害などでやむをえない出費があった人などは、確定申告をして所得税の還付を受けることができます。
- ・年末調整とは（会社などで働いている人）

毎月の給料から税金が徴収されています。年末に1年間の税金の過不足を調整します。会社などで手続きをします。

●住民税について

前年の所得にかかる税金で、1月1日現在の住所地に払います。

退職後、翌年に税金がかかる場合があるので帰国する際には納税管理人の届出を市役所に提出します。

●消費税について

買い物やサービスを受けたときにかかる税金です。

問合せ先 市役所本庁 徴収・納付担当 ☎072-824-1189

(2) 保険

●介護保険

65才以上の人および40才から64才までの医療保険に加入している人で、一定の要件を満たせば、介護が必要になったときに介護サービスが受けられます。

問合せ先 池の里市民交流センター内 高齢介護室 ☎072-838-0518

10. 困った時に相談できる場所・日本語教室

(1) 生活一般について

● 「外国人のための生活相談窓口」

各種行政手続きや生活などに関することの相談、専門機関などの紹介を行います。

日時：火曜日・土曜日 13:00～17:00

場所：寝屋川市秦町 41-1 寝屋川市立市民会館 1階

NPO 法人寝屋川市国際交流協会事務局 ☎072-811-5935

※日本語・英語（他の言語は相談ください。）

HP:

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/kurashi/komokubetsu/kurasi_kankyo_u/soudan/1515646781379.html

HP: <http://www.niefa.or.jp>

(2) 日本語教室

● 日本語よみかき学級

対象：原則 15 才以上（高校生、大学生、留学生は除く）

日時：水曜日 ①14:00～16:00 ②18:45～20:45

場所：寝屋川市立エスポアール

問合せ先 市役所本庁東館 寝屋川市教育委員会 社会教育課

☎072-813-0076

● 日本語教室

NPO 法人寝屋川市国際交流協会では、外国人のための日本語教室を開いていません。

対象：15 才以上

日時：毎週火曜日 13:30～15:00 19:00～20:30

場所：寝屋川市立市民会館

問合せ先 NPO 法人寝屋川市国際交流協会

☎072-811-5935

HP: <http://www.niefa.or.jp>

●会話や文法などインターネットやラジオでも日本語の勉強ができます。

・NHK WORLD やさしい日本語

(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、フランス語、ヒンディー語、アラビア語、ベンガル語、ロシア語、ペルシャ語、ウルドゥー語、ビルマ語、スワヒリ語)

HP:<https://www.nhk.or.jp/lesson/> (作成 : NHK WORLD)

・NHK Radio Podcast やさしい日本語

HP:<https://www.nhk.or.jp/podcasts/program/lesson.html>

・文化庁「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
つながるひろがるにほんごでのくらし

HP:<https://tsunagaru.jp.bunka.go.jp/>

11. 暮らしに役立つウェブサイト等

(1) 大阪生活必携 (10ヶ国語)

(公財)大阪府国際交流財団が発行する、暮らし・住まい・医療・教育・労働・税・婚姻・緊急対応等を網羅した大阪府在住の外国人に向けた生活ガイドです。

HP: <http://www.ofix.or.jp/>

(2) Osaka Safe travels (オオサカ セーフ トラベルズ)

在住外国人の方や、大阪を訪れる外国人旅行者の皆さんの大阪滞在が安心・快適なものとなるよう、災害時等に必要な情報を多言語 (12言語) で一元的に提供するウェブサイト及びスマートフォンアプリです。

土地勘のない外国人の方にも分かりやすいよう、マップやGPSを活用し、避難場所や鉄道運行情報を表示します。また、アプリをインストールすると、地震が発生した場合等に、プッシュ通知で情報をお知らせします。

HP: <https://www.osakasafetravels.com/>

アプリ

App Store (iOS) : <https://apps.apple.com/app/id1496102014>

Google play (Android) :

<https://play.google.com/store/apps/details?id=com.osakasafetravels>

市内公共施設一覧表

◆市役所・シティ・ステーション

名称	所在地	電話
市役所	本町1番1号	824-1181
教育委員会	本町1番1号	824-1181
香里園シティ・ステーション	香里南之町16番15号	832-4131
萱島シティ・ステーション	萱島本町19番1号	823-6962
堀溝サービス窓口	堀溝三丁目10番20号	811-5571
西シティ・ステーション	池田西町28番22号	838-0324
東シティ・ステーション	打上宮前町3番1号	822-3380
ねやがわシティ・ステーション	早子町16番11—101号	801-1071

◆文化・交流・スポーツ

名称	所在地	電話
アルカスホール	早子町12番21号	821-1240
男女共同参画推進センター口ふらっと ねやがわ)	東大和町2番14号 (産業振興センター5階)	800-5789
市民活動センター	秦町41番1号	812-1116
ふれあいプラザ香里	香里南之町19番17号	835-3335
市民会館	秦町41番1号	823-1221
エスポール	錦町21番3号	828-4141
埋蔵文化財資料館	打上宮前町3番1号	822-3381
中央公民館	池田西町28番22号 (休館中)	
中央図書館	池田西町28番22号 (休館中)	
中央図書館臨時図書室	池田新町3番23号	838-0141
東図書館	秦町41番1号	823-0661
駅前図書館 (キャレル)	早子町23番2 (アドバンスねやがわ2号館3階)	811-5544
市民ギャラリー	〃	811-5544
学び館	明和一丁目13番23号	822-3311
池の里市民交流センター	池田西町24番5号	838-0188
市民体育館	下木田町16番16号	824-5858
野外活動センター	四條驛市下田原2237番地	0743-78-1910
西北コミュニティセンター	松屋町20番30号	833-0120
南コミュニティセンター	下木田町16番50号	821-0301
南コミュニティセンター分館	堀溝三丁目16番6号	824-3600
東北コミュニティセンター	成田町3番3号	832-3791
西コミュニティセンター	葛原二丁目7番1号	838-1524
西南コミュニティセンター	上神田一丁目30番1号	838-2322
東コミュニティセンター	高宮新町32番2号	820-2281
自転車の駅	太秦高塚町7番1号	824-2250
スマイル	池田西町24番5号 (池の里市民交流センター2階)	838-0195
ハピネス	八坂町28番13号 (こどもセンター3階)	827-4531

◆子育て

名称	所在地	電話
子育てリフレッシュ館(RELATTO・リラット)	錦町8番13号	800-3862
ファミリー・サポート・センター	錦町8番13号 (子育てリフレッシュ館2階)	839-8817
こどもセンター	八坂町28番13号	839-8815
■保育所		
さくら保育所	対馬江西町15番16号	829-0540
たんぽぽ保育所	打上南町2番1号	823-2433
さつき保育所	三井が丘四丁目10番1号	823-7141
さざんか保育所	寿町15番6号	834-1555
コスモス保育所	長栄寺町22番13号	828-9111
あざみ保育所	下木田町16番53号	823-1367
【私立】		
豊野保育園	豊野町2番36号	821-2150
寝屋川東保育園	秦町34番11号	821-0533
常盤学園保育所	小路南町16番13号	824-5055
国松保育園	国松町39番3号	821-6123
寝屋川めぐみ保育園	緑町13番20号	833-0020
寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	829-0948
明德保育園	明德二丁目11番18号	822-0841
ゆりかご保育園	点野四丁目1番32号	827-5555
こまどり保育園	仁和寺本町三丁目12番20号	838-1515
打上保育園	梅が丘一丁目5番35号	821-1129
第2寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6番18号	829-0948
こっこ保育園	中木田町13番5号	820-3939
あやめ保育園	萱島南町12番3号	822-1318
かえで保育園	中神田町2番2号	829-8218
なでしこ保育園	美井元町28番3号	832-3777
しらゆり保育園	堀溝北町25番1号	822-3935
すずらん保育園	高柳五丁目28番1号	827-5544
大阪聖母保育園	東香里園町9番6号	802-5610
■認定こども園		
【私立】		
池田すみれこども園	池田一丁目20番15号	828-5733
本町こども園	本町13番3号	823-1212
太陽保育園	高柳四丁目6番23号	827-1291
きんもくせい保育園	木屋町6番3号	833-1717
アカシヤ保育園	石津南町13番10号	827-2324
第3きんもくせい保育園	河北西町18番1号	822-0707
ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋一丁目19番10号	822-0045

◆子育て

名称	所在地	電話
■認定こども園		
【私立】		
第2アカシヤ保育園	打上宮前町6番26号	825-1922
香里幼稚園	東香里園町31番3号	832-5241
池田保育園	池田本町4番10号	827-3456
桜木保育園	桜木町6番11号	829-5921
ねやがわ成美の森こども園	錦町21番6号	827-1330
旭学園第二幼稚園	黒原旭町5番5号	826-2485
やまなみ幼稚園	梅が丘一丁目5番1号	821-0864
仁和寺保育園	仁和寺本町六丁目7番2号	827-8060
神田保育園	上神田一丁目26番27号	838-0234
エルミンこども園	黒原橋町14番23号	838-0415
石津保育園	石津東町20番20号	829-0800
たちばなこども園	木田町2番8号	821-0126
ひまわり保育園	松屋町12番10号	831-4764
ひなぎく保育園	木田元宮一丁目13番12号	824-3886
■待機児童保育施設		
きんもくせい保育園分園 結	成田西町15番12号	831-3030
■事業所内保育事業所		
おひさま保育園	宇谷町1番36号	824-1005
千成ヤクルトつばめKIDS保育園	木田町29番62号	803-8963
■幼稚園		
北幼稚園	寿町57番3号	831-4875
中央幼稚園	初町19番1号	822-7270
南幼稚園	下木田町6番1号	822-7425
啓明幼稚園	高柳六丁目18番1号	828-9789
【私立】		
成田幼稚園	成田町10番8号	833-2028
寝屋川幼稚園	大利町32番33号	829-4152
恵愛幼稚園	田井町24番5号	831-1308
太秦幼稚園	高宮あさひ丘2番2号	822-2280
三井中央幼稚園	三井が丘二丁目5番3号	823-6300

◆健康・福祉

名称	所在地	電話
保健福祉センター	池田西町28番22号	838-0134
福祉事務所（保健福祉センター）	〃	824-1181
福祉事務所（池の里市民交流センター）	池田西町24番5号	
保健所すこやかステーション	池田西町28番22号	812-2361
中央高齢者福祉センター	成田町3番6号	832-0050
東高齢者福祉センター	明和一丁目1番30号	822-3961
太秦高齢者福祉センター	太秦元町14番22号	822-0350
西高齢者福祉センター	池田西町28番22号	838-1441
東障害福祉センター	明和一丁目13番23号	823-8525
あかつき園・ひばり園・第2ひばり園	大谷町6番1号	823-6287
すばる・北斗福祉作業所	大谷町7番1号	824-4664
大谷の里	〃	820-6106
社会福祉協議会	池田西町24番5号	838-0400
シルバー人材センター	讃良東町6番1号	803-7185
寝屋川市保健所	八坂町28番3号	829-7771
中央子ども家庭センター	八坂町28番5号	828-0161

◆暮らし・産業

名称	所在地	電話
上下水道局	本町15番1号	824-1181
消費生活センター	桜木町5番30号	828-0397
公園墓地管理事務所	池の瀬町5番2号	823-5699
寝屋川斎場	〃	831-2131
クリーンセンター	寝屋南一丁目2番1号	824-0911
クリーンセンター（収集）	〃	820-7400
香里浄水場	香里西之町19番2号	831-0600
産業振興センター	東大利町2番14号	828-0751
北河内4市リサイクルプラザ	寝屋南一丁目7番1号	823-2038
緑風園	讃良東町7番1号	823-7758

◆教育

名称	所在地	電話
総合教育研修センター	明徳一丁目1番1号	822-2126
■小学校		
東小学校	太秦元町2番1号	825-9001
西小学校	高柳三丁目1番27号	838-9757
南小学校	下木田町16番15号	825-9007
北小学校	寿町57番29号	835-9291
第五小学校	成田西町2番3号	835-9294
成美小学校	錦町23番45号	838-9760
明和小学校	打上高塚町4番1号	825-9004
池田小学校	池田二丁目1番7号	838-9751
中央小学校	初町1番25号	825-9002
啓明小学校	高柳六丁目3番1号	838-9761
三井小学校	三井が丘三丁目7番3号	835-9297

◆教育

名称	所在地	電話
神田小学校	東神田町27番1号	838-9754
堀溝小学校	堀溝三丁目10番8号	825-9008
田井小学校	田井西町9番1号	838-9292
桜小学校	池田新町3番23号	838-9752
点野小学校	点野五丁目26番1号	838-9758
和光小学校	黒原橋町30番1号	838-9755
国松緑丘小学校	国松町47番1号	825-9295
楠根小学校	楠根南町21番1号	825-9011
梅が丘小学校	梅が丘二丁目10番1号	825-9005
宇谷小学校	宇谷町8番1号	825-9298
石津小学校	石津元町8番1号	838-9312
【私立】		
香里ヌヴェール学院小学校	美井町18番10号	831-1381
■中学校		
第一中学校	高宮新町32番1号	825-9000
第二中学校	池田西町27番7号	838-9750
第三中学校	田井町17番3号	835-9290
第四中学校	打上新町4番1号	825-9003
第五中学校	上神田二丁目8番1号	838-9753
第六中学校	成田町3番6号	835-9293
第七中学校	讃良東町1番1号	825-9006
第八中学校	点野五丁目28番1号	838-9756
第九中学校	高柳四丁目16番16号	838-9759
第十中学校	成田南町20番7号	835-9296
友呂岐中学校	日新町2番25号	835-9310
中木田中学校	中木田町7番1号	825-9009
【私立】		
香里ヌヴェール学院中学校	美井町18番10号	831-1381
同志社香里中学校	三井南町15番1号	831-0285
■高校・大学ほか		
【府立】		
寝屋川高等学校	本町15番64号	821-0546
北かわち鼻が丘高等学校	寝屋北町1番1号	822-2241
西寝屋川高等学校	葛原二丁目19番1号	828-6700
府立大学工業高等専門学校	幸町26番12号	821-6401
寝屋川支援学校	寝屋川公園2100番地	824-1024
【私立】		
香里ヌヴェール学院高等学校	美井町18番10号	831-1381
同志社香里高等学校	三井南町15番1号	831-0285
大阪電気通信大学	初町18番8号	824-1131
摂南大学	池田中町17番8号	839-9102

◆警察・消防・郵便

名称	所在地	電話
寝屋川警察署	豊野町26番26号	823-1234
寝屋川消防署	池田二丁目11番73号	852-9966
西出張所	春日町20番22号	852-9860
南出張所	下木田町16番17号	852-9866
明和出張所	打上宮前町2番3号	852-9869
秦出張所	秦町2番5号	852-9875
三井出張所	三井南町25番2号	852-9872
神田出張所	東神田町22番6号	852-9863
寝屋川郵便局	初町4番5号	820-2609

外国人が利用できる相談窓口一覧

名前	相談内容	対応言語	実施日	連絡先
大阪府外国人情報コーナー	生活や暮らし(全般)	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語	月・金曜日 9:00～20:00 火・水・木曜日 9:00～17:30 祝祭日・年末・年始(12/29～1/3は除く) 第2・4日曜日 13:00～17:00	☎06-6941-2297 ☒(日本語・英語のみ) Jouhou-c@ofix.or.jp
(公財)大阪国際交流センター	生活や暮らし(全般)	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語(毎日)	月～金曜日 9:00～19:00 土・日曜日、祝日 9:00～17:30 年末・年始は除く	☎06-6773-6533
関西生命線	生活や暮らし(全般)	台湾語、北京語	火曜、木曜、土曜 10:00～19:00	☎06-6441-9595
(一社)社会的包摂サポートセンター・よりそいホットライン	生活や暮らし(悩み相談)	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語等	対応言語や相談時間等は下記URLに記載されているスケジュールを確認してください。 https://www.since2011.net/yorisoi/n2/	☎0120-279-338
大阪市立住まい情報センター	生活や暮らし(住まいについて)	英語、中国語、韓国・朝鮮語	月曜～土曜 9:00～17:00 日曜・祝日 10:00～17:00	☎06-6242-1177
外国人在留総合インフォメーションセンター	在留資格に関する相談	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語	月～金曜 8:30～17:15	☎0570-013-904 03-5796-7112
(NPO)AMDA国際医療情報センター	医療相談(日本の医療制度・外国語の話せる医療機関の案内・通訳等)	やさしい日本語	月～金曜 10:00～15:00	☎03-6233-9266

名前	相談内容	対応言語	実施日	連絡先
大阪外国人雇用サービスセンター	労働相談(留学生及び技術的分野の職業紹介・相談)	英語、中国語、ポルトガル語	(すべて祝日・年末年始を除く。また都合により変更になる場合があります) 13:00～18:00 月～金曜	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階 ☎06-7709-9465
		スペイン語	火曜・木曜 13:00～18:00	
	労働相談 (在留資格に関するアドバイス)		月～金曜 14:00～18:00 事前に連絡の上予約	
大阪労働局 外国人労働者相談コーナー	労働相談(労働条件に関する相談)	英語(月曜・水曜)ポルトガル語(水曜・木曜)中国語(水曜)	9:30～17:00(12:00～13:00除く)曜日は変更になることがあるのであらかじめ確認してください。	大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館9階 ☎06-6949-6490
外国人労働者向け相談ダイヤル	労働相談 (労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介)	英語(月～金曜)	10:00～15:00 (12:00～13:00を除く)	☎0570-001701
		中国語(月～金曜)		☎0570-001-702
		ポルトガル語(月～金曜)		☎0570-001-703
		スペイン語(月～金曜)		☎0570-001-704
		フィリピン語(火・水・木・金曜日)		☎0570-001-705
		ベトナム語(月～金曜)		☎0570-001-706
		ミャンマー語(月・水曜)		☎0570-001-707
		ネパール語(火・木曜)		☎0570-001-708
大阪府総合労働事務所	労働相談 (職場での悩みなど労働全般)	英語 中国語	月～金曜 9:00～17:45 通訳が必要な場合は事前予約が必要	大阪市中央区石町2-5-3 エルおおさか南館 ☎06-6946-2608

名前	相談内容	対応言語	実施日	連絡先
大阪府女性相談センター	女性の悩み・トラブル	英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語	月～金曜 9:00～17:30	☎06-6949-6181
大阪法務局人権擁護部人権相談室	人権	英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語	月～金曜 9:00～17:00	☎0570-090-911
大阪弁護士会	人権	英語、中国語、韓国・朝鮮語	第2、第4金曜 12:00～17:00	☎06-6364-6251
日本司法支援センター(法テラス)	法律	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語	月～金曜 9:00～17:00	☎0570-078-377 (法テラス多言語情報サービス)

※相談料が発生する場合や、相談日時、時間、場所など変更される場合があります。
直接各相談機関にご確認ください。